

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																
専門学校YICリハビリテーション大学校	平成19年3月27日	乾 誠	〒 759-0208 (住所) 山口県宇部市西宇部南4-11-1 (電話) 0836-45-1000																
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																
学校法人YIC学院	平成9年1月28日	井本 浩二	〒 754-0021 (住所) 山口県山口市小郡黄金町2番24号 (電話) 083-973-8111																
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度														
医療	医療専門課程	理学療法学科	-	平成22(2010)年度	平成26(2014)年度														
学科の目的	教育基本法、学校教育法、理学療法士及び作業療法士法に基づき、医療分野に関する知識・技術を教授するとともに、良識ある社会人として必要な資質を養い、地域社会の発展に貢献できる心豊かなスペシャリストの養成																		
学科の特徴(主な教育内容、取得可能な資格 等)	取得可能な資格:理学療法士国家試験受験資格、高度専門士																		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技												
4年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 3,405 単位時間 単位	1,770 単位時間 単位	180 単位時間 単位	1,455 単位時間 単位	0 単位時間 単位	0 単位時間 単位												
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率															
160 人	106 人	0 人	0 %	7 %															
就職等の状況	■卒業者数(C) : 26 人																		
	■就職希望者数(D) : 26 人																		
	■就職者数(E) : 25 人																		
	■地元就職者数(F) : 21 人																		
	■就職率(E/D) : 96 %																		
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 84 %																		
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 96 %																		
	■進学者数 : 0 人																		
	■その他																		
	(令和 6 年度卒業者に関する令和 7 年 5 月 1 日時点の情報)																		
■主な就職先、業界等																			
(令和6年度卒業生) 病院・福祉施設																			
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 有 ※有の場合、例えば以下について任意記載																		
	一般社団法人 評価団体: リハビリテーション教育評価 機構 受審年月: 2022年3月1日 評価結果を掲載したホームページURL https://jcore.or.jp																		
当該学科のホームページURL	https://www.yic.ac.jp/rh/course/pt/																		
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A : 単位時間による算定)																		
	<table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>3,405 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>945 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>3,405 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>945 単位時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位時間</td></tr> </table>						総授業時数	3,405 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	945 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間	うち必修授業時数	3,405 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	945 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)
総授業時数	3,405 単位時間																		
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	945 単位時間																		
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間																		
うち必修授業時数	3,405 単位時間																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	945 単位時間																		
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間																		
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間																		
(B : 単位数による算定)																			
<table border="1"> <tr><td>総単位数</td><td>0 単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち必修単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td><td>単位</td></tr> </table>						総単位数	0 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	単位	うち企業等と連携した演習の単位数	単位	うち必修単位数	単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位
総単位数	0 単位																		
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	単位																		
うち企業等と連携した演習の単位数	単位																		
うち必修単位数	単位																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	単位																		
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位																		
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位																		
<table border="1"> <tr><td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td></tr> <tr><td>② 学士の学位を有する者等</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td></tr> <tr><td>③ 高等学校教諭等経験者</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td></tr> <tr><td>④ 修士の学位又は専門職学位</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td></tr> <tr><td>⑤ その他</td><td>(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td></tr> <tr><td>計</td><td>6 人</td></tr> </table>						① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	計	6 人		
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)																		
② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)																		
③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)																		
④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)																		
⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)																		
計	6 人																		
<table border="1"> <tr><td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td><td>6 人</td></tr> </table>						上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	6 人												
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	6 人																		

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

・日々進歩する業界の知識・技術に対応するため、実際に臨床業務に携わっている理学療法士を教育課程編成委員として登用し、専門性に関する動向や医療・介護業界の方向性についての意見交換等を通じて実践的な職業教育の質を確保する。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

・「学校法人YIC学院は、設置する専門学校各校の各学科に、専門性に関する動向や地域産業振興の方向性等について意見交換等を通じて、より実践的な職業教育の質を確保することを目的とした委員会を置く。」(学校法人 YIC学院 教育課程編成委員会規程第2条より)

・カリキュラムは、教育課程編成委員会の意見等を参考に、学内教育課程カリキュラム編成委員会において編成する。教職員会議での検討を経た後、理事会の承認を受け最終決定。

・授業内容・方法の改善・工夫等については、教育課程編成委員会の意見を参考に、可及的速やかに対応する。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年8月31日現在

名前	所属	任期	種別
金井 和明	山口県理学療法士会 部長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	①
徳原 和明	医療法人社団生和会 周南リハビリテーション病院	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	③
米沢 智史	独立行政法人労働者健康安全機構 山口労災病院	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	③
乾 誠	専門学校YICリハビリテーション大学校 校長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	—
藤井 昭宏	専門学校YICリハビリテーション大学校 副校長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	—
島本 祐嗣	専門学校YICリハビリテーション大学校 理学療法学科 学科長	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	—
加藤 善範	専門学校YICリハビリテーション大学校 理学療法学科 教員	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「ー」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、

地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回 (6月、2月 ※予定)

(開催日時(実績))

第1回 令和6年6月26日 16:30～17:30

第2回 令和7年1月29日 16:30～17:30

0

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

・実習先の確保と学習について

・教育課程と取り組みについて

・国家試験対策について

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

・山口県内の病院・施設を中心に、実習指導者講習会を修了し、3年以上の臨床経験をもつ理学療法士が指導に当たれる施設を選定している。

・学生の興味分野や就職希望分野(進路)も踏まえ、実習指導者との連携がとれる施設を選定している。

・各施設の理学療法部門において職場の業務スケジュールに従って実習する。指導者の監督の下、各学年の習得レベルに応じて見学・実習を行い理学療法の一連の過程を理解させる。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

・実習施設から「実習施設承諾書」「実習施設に関する調書」を得ている。

・毎年度、各学年の習得レベルに応じた「臨床実習ガイドブック」を作成・配布し、実習の方法・成績評価の方法について実習指導者・教員・学生間で共有している。

・年1回、臨床実習指導者会議(オンライン)を開催し、実習方法等について協議する。

・実習期間中は教員が電話あるいは訪問して状況確認を行い、問題があれば対応について協議する。実習指導者が記入する成績評価表と、実習終了後に行う報告会での報告内容を踏まえ、教員が最終成績評価・単位認定を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
臨床実習 I	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	日常生活活動の概念を認識し、必要な知識と評価の手法、実際の訓練方法や自助具および福祉機器の基礎知識、使用方法などを習得する。	宇部興産中央病院 萩市民病院 周東総合病院 柴田病院 光中央病院 等(計15施設)
臨床実習 II	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	より実践的な日常生活活動への理学療法アプローチを学習する。	宇部興産中央病院 萩市民病院 周東総合病院 柴田病院 光中央病院 等(計24施設)
地域実習	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	切断、義手、義足、上肢装具、体幹装具、下肢装具など補装具の理解を深め、補装具の取り扱いや装着・操作方法を習得する。	尾中病院 宇部リハビリテーション病院 山口平成病院 周南リハビリテーション病院 柴田病院 等(計12施設)
臨床実習 III	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	物理療法の効果・メカニズム・対象となる病態について学習する。病態別の物理療法プログラム立案を学ぶ。	宇部興産中央病院 萩市民病院 周東総合病院 柴田病院 光中央病院 等(計32施設)
スポーツ理学療法学	4.【校外】企業等が主催するインターンシップ等(学科が主体的に企画していないものを指す。)	各種神経障害に関する一般的な診断・評価・治療法を学習する。口ボットリハビリテーションについて学習する。 症例検討を実施する。	山口県障がい者スポーツ協会

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

・YICグループ教職員研修規程に基づき計画的に研修を実施している。

・教員業務に携わるにあたり、一般社団法人全国リハビリテーション学校協会が実施する「理学療法士作業療法士専任教員養成講習会」の受講を推奨する。ただし長期講習のため交替で派遣。

・理学療法専門領域の知識・技術向上のため、関連学術団体が主催する各種学会・研修会・勉強会への参加、大学院通修を支援。

・日々進歩する業界の知識・技術に精通するため、半日／週程度の臨床勤務を兼務することを許可する。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名： 第40回東海北陸理学療法学術大会

連携企業等： 日本理学療法士協会

期間： 2024年9月7日

対象： 日本埋字療法士協会

内容 理学療法に必要な知識について学ぶ

研修名： 認定理学療法士更新時研修

連携企業等： 日本理学療法士協会

期間： 2024年7月16日

対象： 日本埋字療法士協会

内容 地域理学療法について学ぶ

研修名： 第33回山口県理学療法学術大会

連携企業等： 日本理学療法士協会

期間： 2024年11月24日

対象： 日本埋字療法士協会

内容 理学療法に必要な知識について学ぶ

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名： 令和6年度 YIC教職員研修(夏季)

連携企業等： 学校法人YIC学院

期間： 2024年8月23日

対象： YICグループ教職員

内容 ハラスメント研修

研修名： 令和6年度 YIC教職員研修(冬季)

連携企業等： 学校法人YIC学院

期間： 2024年12月26日

対象： YICグループ教職員

内容 リーダーマネジメント研修

研修名： 令和6年度YIC教職員研修(冬季)

連携企業等： 学校法人YIC学院

期間： 2024年12月26日

対象： YICグループ教職員

内容 学生の理解と支援について～発達障害を中心に(LGBTQ含む)～

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	第12回 日本理学療法教育学会学術大会	連携企業等:	日本理学療法教育学会
期間:	2025年8月	対象:	理学療法士等
内容	学習科学に基づいた知見を教育活動に活かす為		
研修名:	パラスポーツトレーナースキルアップ研修会	連携企業等:	日本パラスポーツ協会
期間:	2025年11月	対象:	ハフスポートレー ナー
内容	障がい者スポーツに関する理学療法を学ぶ		
研修名:	World Physiotherapy Congress in Tokyo	連携企業等:	World Physiotherapy
期間:	2025年5月	対象:	理学療法士等
内容	国際社会における理学療法について学ぶ		
②指導力の修得・向上のための研修等			
研修名:	令和7年度 YIC教職員研修(夏季)	連携企業等:	学校法人YIC学院
期間:	2025年8月	対象:	YICグループ教職員
内容	ハラスマント研修		
研修名:	全専研大会(東京)	連携企業等:	全国専門学校教育研究会
期間:	2026年2月	対象:	専修学校関係者等
内容	専門学校における教育、経営手法の情報交換		
研修名:	理学療法士作業療法士専任教員養成講習会	連携企業等:	全国リハビリテーション学校協会
期間:	2025年12月～2026年2月	対象:	理学療法士等
内容	専任教員に必要なスキルを学ぶ		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

・学校関係者評価委員会において、本校が行う自己点検評価の結果と根拠を示し、とくに当該年度の重点項目を中心に意見等をまとめ報告書を作成していただく。

・学校関係者評価委員会からの報告書に基づいて本校の自己点検評価を見直し、次年度の改善計画における重点項目を決定する。これらについて年報・ホームページ等で公表する。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	1 建学の精神・教育理念・教育目的・教育目標
(2)学校運営	7 管理運営 9 改革・改善
(3)教育活動	2 教育の内容
(4)学修成果	4 教育目標の達成度と教育効果
(5)学生支援	5 学生支援
(6)教育環境	3 教育の実施体制
(7)学生の受け入れ募集	5 学生支援
(8)財務	8 財務
(9)法令等の遵守	7 管理運営
(10)社会貢献・地域貢献	6 社会的活動
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

本校で実施した自己点検評価・改善計画を学校関係者評価委員会に提出し、意見・協議結果をもとに学校機能評価報告書をまとめ、年報・ホームページで公開する。改善計画にもとづき学校運営や教育の改善を計画的に行う。

令和5年度改善計画の重点項目として以下の3つを挙げた。

- (1)定員充足 (2)国家試験合格率100%達成、国家試験対策教育の充実
(3)データ管理に関するマニュアル作成

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
末永 篤史	在校生保護者	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	PTA
金井 和明	山口大学医学部附属病院 リハビリテーション科	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	卒業生
天野 真理子	宇部興産中央病院 リハビリテーション室	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	卒業生
高岡 昌平	老人保健施設 ニューライフあじす	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	企業等委員
徳原 和明	医療法人社団生和会 周南リハビリテーション病院	令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.yic.ac.jp/rh/disclosure/>

公表時期: 会議後1ヶ月以内

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の趣旨に則り、原則として、ガイドラインが推奨する内容(提供する情報の項目例)全てについて、ホームページ上にて情報提供する。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校の概要、目標及び計画
(2)各学科等の教育	各学科(コース)等の教育
(3)教職員	教職員
(4)キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育・実践的職業教育
(5)様々な教育活動・教育環境	様々な教育活動・教育環境
(6)学生の生活支援	学生生活支援
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金・修学支援
(8)学校の財務	学校の財務
(9)学校評価	学校の評価
(10)国際連携の状況	国際連携の状況
(11)その他	その他

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.yic.ac.jp/rh/disclosure/>

公表時期: 毎年5月～7月

授業科目等の概要

分類	必修 選択必修 自由選択	授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所	教員	企業等との連携
							講義	演習	実験・技術実習・実習			
1 ○		基礎科学	「ひと」の運動、その思考は自然の摂理にしたがって行われる。自然のしくみがどうなっているのか、物理学、化学の基礎事項を通じて学習する。	1 前	30	2	○			○		○
2 ○		心理学	人間の心と行動の基礎を理解する。自己理解、他者理解を深め、医療チームという社会集団の中で活かせるようになることを目指す。	1 後	30	2	○			○		○
3 ○		情報処理	パソコンおよびWindowsの基本知識・操作方法を習得し、応用技術としての文書処理(Word)、計算処理(Excel)、プレゼンテーション(PowerPoint)を習得する。	1 前	30	2	○			○		○
4 ○		ソーシャルスキル論	日常のコミュニケーションをチェックし、場面に応じたコミュニケーションができるようになる。相手の意見や考え方を正確に受け取り、相互理解ができるようになる。	1 前	30	2	○			○		○
5 ○		英語	英語の聞き取り能力や表現能力を養い、国際語（英語）による総合的なコミュニケーション能力を高める	1 後	30	2	○			○		○
6 ○		日本語表現法	日本語を正しく使い、文章表現できるようになる。レポートの書き方、小論文の書き方等パターンを知り、書くことができるようになる。	1 前	30	2	○			○		○
7 ○		医療倫理学	医療倫理の基本的な視点、概念、倫理課題について学習する。医療者と患者・その家族の関係のあり方、そこに見いだされる倫理的課題について検討する。	1 後	30	2	○			○		○
8 ○		解剖学	人体の構造と機能を理解する	1 通	12 30	10	○			○	○	○
9 ○		解剖学実習	医療の対象であるヒトを理解するため、人体構造と機能を学習する。器官、器官系の観察、評価・治療の指標となる骨、筋を正確に触知できるようになる。	2 前	30	1				○	○	○
10 ○		運動学	生体力学の基礎を理解し、その応用を通して、姿勢・歩行について学ぶ。解剖学・生理学を基礎として関節運動に関わる身体の構造や機能を学ぶ。	1 後	60	4	○			○	○	○
11 ○		運動学実習	ひとの行動を運動学的に分析できるようにするために、機能解剖と運動そして機能を実技で学習する。	2 後	30	1				○	○	○
12 ○		生理学	生体の機能とそのメカニズムについて学習する。生理学的反応や神経系の働き、骨格筋の構造、収縮メカニズムなどを理解する。	1 通	##	8	○			○		○
13 ○		生理学実習	ヒトを用いた生理学実習を行い、得られた情報から人体の機能を評価できるようになる。	1 後	30	1				○	○	○
14 ○		発達学	発達心理学の視点から運動、認知、社会性の発達を学ぶ。幼児期までの各発達の段階が理解する。臨床場面で多くみられる各疾患の発達の特徴を知る。	2 前	30	2	○			○		○
15 ○		一般臨床医学Ⅰ	病理学、薬理学、栄養学は医学や病態を理解する上での基礎となっている。病理学は病気の原因とその成り立ちを追求することにより病気の本態を理解する学問であり、薬理学は病気になる原因をもとに薬の生体への作用を理解する学問である。また、栄養学は食品や栄養素の生体の中での働きを理解する学問である。理学療法学・作業療法学を学ぶ学生においては、これら病理学・薬理学・栄養学の基本的概念を理解し、それらの知識を常に念頭において医療が出来るようになる。	2 前	30	2	○			○		○
16 ○		一般臨床医学Ⅱ	臨床実習（評価実習）では検査測定実施に加え関連他部門からの情報やカルテ情報の収集により患者様の全体像をとらえる過程を学習する。リハビリテーション医療に携わる者に必要な関連情報（画像や臨床検査値等）の見方や解釈について学ぶ。またリハビリテーション職に必要な救命・予防について理解を深める。	2 後	30	2	○			○		○
17 ○		運動器障害学	各種整形外科疾患の病態について学び、治療法の概要について学ぶ	2 前	30	2	○			○		○
18 ○		内部障害学	正しく安全な理学・作業療法を行ったために、内科の主な疾患の病態、症候、さらには検査、診断、治療などに関して学び、理学療法・作業療法を行う上で必要な基礎知識を身につける。	2 前	30	2	○			○		○
19 ○		神経障害学	神経内科学について基礎的事項を学ぶ。中枢神経と末梢神経の疾患に対し内科的に治療する臨床医学の一部門である。代表的疾患の診断と治療、理学療法・作業療法との関連について理解する	2 前	30	2	○			○		○
20 ○		精神医学	作業療法士・理学療法士にとって重要な精神医学的知識についての基礎的な知識を習得する。	2 前	30	2	○			○		○
21 ○		臨床心理学	こころの健康を援助するための臨床心理学の基礎的な考え方と実践方法、また疾患や障害の特性を学び、理学療法・作業療法に役立てる。	2 後	30	2	○			○		○
22 ○		リハビリテーション概論	リハビリテーションの概念、ICFの概念、関連職種とチーム医療、リハビリテーションの流れ、地域保健と福祉などについて基本的な概念を習得する。	1 前	30	2	○			○		○
23 ○		リハビリテーション医学	リハビリテーションの流れについて学ぶ。また、主要な対象疾患に関して作業療法士・理学療法士として必要かつ基本的な知識を習得する。	1 後	30	2	○			○		○
24 ○		地域リハビリテーション論	地域リハビリテーションの概要と、その領域における作業療法士・理学療法士の役割や関わり方について学ぶ	2 前	30	2	○			○		○

25	○		理学療法概論	理学療法士に求められる資質や適性・基本的態度を理解する。近年の医療情勢や理学療法の位置づけを理解する。理学療法の基礎的理論、法律・対象に関する理解、管理・運営等を学ぶ。	1 前	30	2	○			○	○		
26	○		臨床運動学	基本動作・歩行動作が遂行可能となるメカニズムや、その条件などを力学的観点から習得する。主な疾患・障害の基本動作分析・歩行動作分析とその記述を習得する。	3 通	60	4	○			○	○		
27	○		研究法	研究の流れや、研究に必要な基本的知識・技術を修得する。	3 前	60	4	○			○	○		
28	○		理学療法管理学	理学療法分野における管理の概念と方法論とを広義に理解・認識する。	3 後	30	2	○			○	○		
29	○		理学療法評価法	理学療法における評価の基本的視点と流れを学習した上で、患者情報の収集、各種検査・測定技術を習得する。	1 後 2 前	60 60	4	○			○	○		
30	○		理学療法評価法実習	疾患別の理学療法評価を理解する。具体的な事例を通して理学療法評価の流れを理解する。	2 後 3 通	30 60	1 2			○	○	○		
31	○		日常生活活動	日常生活活動の概念を認識し、必要な知識と評価の手法、実際の訓練方法や自助具および福祉機器の基礎知識、使用方法などを習得する。	1 後 2 後	30 30	2 2	○			○	○		
32	○		日常生活活動実習	より実践的な日常生活活動への理学療法アプローチを学習する。	2 前 3 前	30 30	1 1			○	○	○		
33	○		義肢装具学	切断、義手、義足、上肢装具、体幹装具、下肢装具など補装具の理解を深め、補装具の取り扱いや装着・操作方法を習得する。	2 後	60	4	○			○	○		
34	○		義肢装具学実習	実際の義肢や装具を用いてから基本事項理解し、模擬症例の装具療法を検討・討議する。 切断者の基本的なリハビリテーション実技を学びます。	3 前	30	1			○	○	○		
35	○		物理療法	物理療法に必要な基礎知識と、物理エネルギーが生体に及ぼす効果を理解する。物理療法の適応と禁忌を正しく理解し、また安全に機器を扱え、施行できる技術を学ぶ。	2 通	60	4	○			○	○		
36	○		物理療法実習	物理療法の効果・メカニズム・対象となる病態について学習する。 病態別の物理療法プログラム立案を学ぶ。	3 前	30	1			○	○	○		
37	○		運動療法概論	運動療法を実施するために医療的根拠に基づいた適切な方法を学ぶ。 運動療法を学んだうえで疾患別・障害別の特徴と方法を学ぶ。	1 後 2 前	30 30	2 2	○			○	○		
38	○		骨関節障害理学療法学	代表的な骨関節疾患の病態、評価および治療について習得する。	2 後 3 前	60	4	○			○	○	○	
39	○		神経障害理学療法学	各種神経障害に関する一般的な診断・評価・治療法を学習する。ロボットリハビリテーションについて学習する。 症例検討を実施する。	2 通 3 前	90	6	○			○	○	○	
40	○		内部障害理学療法学	呼吸器機能の構造・評価方法と、病態別のリハビリテーションプログラムを学習する。	2 後 3 前	60	4	○			○	○	○	
41	○		スポーツ理学療法学	障がい者がスポーツにおける理学療法士の役割を学習する。スポーツ傷害について、部位別・競技別にその特徴を習得する。	2 後 3 前	60	4	○			○	○	○	
42	○		骨関節障害理学療法学実習	運動器疾患に対する基礎的知識、治療的介入の組み立て方について実践的に学ぶ。 IDストレッ칭、PNF等の手技について学ぶ。	3 通	60	2			○	○	○		
43	○		神経障害理学療法学実習	脳卒中、脊髄損傷、小児神経疾患に関する診断・評価・治療技術を習得する。	3 通	60	2			○	○	○		
44	○		内部障害理学療法学実習	代表的な内部疾患に対する評価および治療プログラムの立案を学習する。	3 通	60	2			○	○	○		
45	○		スポーツ理学療法学実習	スポーツ障害の特性について理解し、スポーツ障害の予防、救急処置、およびコンディショニング（テーピングを含む）を実施する。	3 後	30	1			○	○	○		
46	○		生活環境論	住環境整備のために必要な基礎知識および基本技術を学ぶ。障害モデルごとの住環境整備のポイントを学習する。住環境整備に関わる制度・社会背景を学ぶ。	1 後	30	2	○			○	○		
47	○		地域理学療法学	地域理学療法に必要な課題分析の方法サービスやプログラムの立案を学ぶ。 介護保険領域や介護予防分野での理学療法の意義・目的、内容を学ぶ。	3 通	60	4	○			○	○		
48	○		臨床実習 I	クリニック・クリニック形式の実習のもと、診療参加を経験しながら、理学療法士を目指す目的意識を一層強固なものにすることができる。実習前に1年次・2年次前期に履修した専門基礎科目・専門科目の復習を行う。	2 前	45	1	○			○	○	○	
49	○		臨床実習 II	クリニック・クリニック形式の実習のもと、診療参加を経験しながら、各疾患において用いられる評価を経験し、評価技術を身に付けるとともに各評価の意義を学ぶ。	3 後	##	3	○		○	○	○	○	
50	○		臨床実習 III	クリニック・クリニック形式の実習のもと、診療参加を経験しながら、各疾患において用いられる治療を経験し、治療技術を身に付けるとともに各治療の意義を学ぶ。	4 前	##	16	○		○	○	○	○	
51	○		地域実習	医療人を志すにふさわしい自主性、積極性、社会性を養うとともに通所リハ、訪問リハの機能を理解し、役割と意義を学ぶ。	3 後	45	1	○			○	○	○	
52	○		理学療法セミナー	解剖学・生理学・運動学の知識を身につける	1 後	30	1	○			○	○	○	
53	○		臨床実習セミナー I	臨床実習では、病態への理解や理学療法の評価・治療の実施に際して、解剖学・運動学・生理学などの基礎医学における前提知識が必要不可欠である。本セミナーでは国家試験対策基礎講座として、過去問題を軸にこれまでに履修した基礎医学系の知識の理解度を確認し、知識の補填と、学習方法を習得する。	2 後	30	1	○			○	○	○	

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業要件:	1学年の学期区分	2期
修業年限4年以上在学し、全科目の履修認定試験の成績が可以以上であること		
履修方法: 出席時数が講義科目においては授業時数の3分の2以上、演習及び実習科目においては5分の4以上であること	1学期の授業期間	15週

(留意事項)

1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について〇を付すこと。